

- 一、今由銀行より半償値下ハ半償スルコト
- 二、一三、三月、作業未散十廿四月、四月ノ手当ヲ支給スルコト
- 三、三ヶ月間ハ各家ノ借トスル元金ノ十分ノ一割合ヲ以テ計算スルコト
- 四、倉庫ハ火急的ニ設置シ流場ハ従来ノ借トスルコト
- 五、工場法ニヨリ扶助規定ヲ実行スルコト
- 六、硝子破損ノ罰則ハ取消スルコト
- 七、手直ニ換料ヲ取消スルコト
- 八、枕部廃止ニ依リ生ズル失業者ヲ、條件ヲ以テ解決スルコト
- 九、正名ハ他ノ部所ヲ採用シ日給ハ三月五十銭トスルコト
- 又、他ノ七名ハ一月九十日、割合ニテ手当四ヶ月分ヲ支給スルコト
- 九、労働組合ハ公認スルコト

以 上

書 書

今回の田木工場ニ起レテ問題ハ勞資双方互譲ノ精神ニ基キテ、條件ヲ以テ圓滿解決シ就テハ貴書ニ通リ作成シ各当事者ニ適宜保持スルコトス

解決條件

- 一、今回世故生ズル迄下ハ一ヶ月半償スルコト
- 二、任事ハ出来得ル限り出ス概工場ニ於テ注意セカスルコト
- 三、一三、三月、作業未散、概ハ半月三十日ニ當リガ者ニ對シ三月ノ一ヶ月果也ヨリ支給スルコト
- 四、倉庫間ハ従来ノ借トスル元金ノ十分ノ一、割合ヲ以テ計算シ支給スルコト
- 五、工場法ニヨリ扶助規定ヲ実行スルコト
- 六、倉庫ハ火急的ニ設置シ流場ハ従来ノ借トスルコト
- 七、硝子破損ノ罰則ハ従来ノ借トスル元金ノ十分ノ一割合ヲ以テ計算スルコト
- 八、手直ニ換料ヲ取消スルコト
- 九、手直ニ換料ヲ取消スルコト